⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。なお、本建設工事は令和５年８月頃に工事着手する予定である。

①　土木工事においては１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木、農業―農業農村工学」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

②　建築工事においては１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　一級建築士の資格を有する者

イ　これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

③　平成18年度以降（過去15年間）に土木工事においては「コンクリート工」、建築工事においては「建築工事」（いずれも規模は問わない）の施工経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす管理技術者を本技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

①　技術士（技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」、「施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」、「農業農村工学」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」、「建設―施工計画、施工設備及び積算」、「農業―農業土木、農業―農業農村工学」とするものに限る。））、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（技術部門を「農業土木部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」とするものに限る。）のいずれかの資格を有する者。又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）。

②　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑻　下記４⑴の参加資格確認申請書提出期限の日から技術協力業務の見積合せの日までの期間に、関東農政局長から「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　令和３年９月17日に別途公示した「手賀沼農地防災事業　手賀排水機場実施設計等業務」の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　技術提案書を提出しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である関東農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札方式により交付する。

⑴　交付期間　別表１①に示す日時

⑵　交付場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局農村振興部設計課技術審査第１係　河田健太郎　電話048―740―0533

⑶　その他　ＣＤ－Ｒ等による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を別表１①に示す交付期間に上記３⑵の場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒ等（ただし、未開封のものに限る。以下同じ。）を持参すること。返信用封筒及びＣＤ－Ｒ等を用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

４　参加資格の確認

⑴　技術提案書の提出を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、説明書に示す参加資格確認申請書及び確認資料を別表１②に示す期間に提出すること。

⑵　参加資格確認申請書及び確認資料を別表１②に示す期間に提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案書を提出することはできない。

⑶　参加資格確認申請書の作成・提出にあたっては、上記３に示す説明書の交付期間、場所及び方法により説明書（参加資格申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑷　上記４⑶以外の方法で入手した説明書をもとに作成・提出した参加資格確認申請書は無効とし、技術提案書提出要請の通知を行わない。

⑸　その他詳細は、説明書による。

５　技術提案書の提出期間、評価基準等

⑴　参加資格の確認後、参加資格を有する者に別表１③に示す日付で技術提案提出要請を通知する。

⑵　上記５⑴の技術提案提出要請の通知を受けた者は、別表１④に示す期間に、説明書に示す技術提案書を提出すること。

⑶　技術提案書の提案内容について、ヒアリングを行う。

⑷　技術提案書評価基準は、説明書による。

⑸　その他詳細は、説明書による。

６　優先交渉権者の選及び契約締結

⑴　技術提案書の評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑵　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から④の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　説明書に示す課題１の得点が高い者

②　説明書に示す課題２の得点が高い者

③　説明書に示す課題３の得点が高い者

④　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑶　優先交渉権者の選定結果等の通知方法、時期　優先交渉権者に選定した者には、選定結果及び見積合せの日時を別表１⑤に示す日付で書面にて通知する。

⑷　優先交渉権者の選定後、技術協力業務の見積合せ及び契約締結を行う。

⑸　技術協力業務の契約締結後速やかに、説明書に示す基本協定の締結を行い、その後基本協定に基づき本建設工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、本建設工事の見積合せ及び契約締結を行う。交渉が成立しなかった場合は、交渉不成立とし次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、本建設工事の価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び本建設工事の価格等の交渉を行う。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約